

「学び続ける」社会、全員参加型社会、
地方創生を実現する教育の在り方について
(第六次提言)

平成27年3月4日

教育再生実行会議

「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を 実現する教育の在り方について (第六次提言)

はじめに

《100年先を見据えた新たな教育の在り方～教育再生実行会議第2段階の検討課題～》

教育再生実行会議では、平成25年1月の発足以降、これまで五次にわたり、提言を行ってきました。これらは、我が国が直面する教育課題について早急に対処、解決すべきことを主題として提言したものであり、いじめ防止対策推進法の制定、教育委員会制度改革、大学ガバナンス改革のための関係法律の改正など、着実に実行に移されてきています。

しかし、その一方で、急速な経済社会の構造変化を背景に、近代工業化社会を支えてきたこれまでの教育が、21世紀、22世紀に求められる人材育成に適合するのかどうか、どのような改革が必要であるのか、本質的な議論が求められています。これまでの成功体験は、今後の新たな時代状況においては、改革への足かせになりかねないからです。

そこで、教育再生実行会議では、これから時代に求められるリーダーシップや創造力を備え、主体的に課題を発見・解決し、国内外で活躍できる意欲ある人材をいかに育成するか、明治以来の教育から転換するための根本まで遡った議論を行うとともに、第五次提言でも述べた教育投資の在り方や教育財源の確保について、更なる議論の深掘りを行うため、昨年9月、3つの分科会を立ち上げました。

第1分科会では、これから時代に求められる能力を飛躍的に高めるための教育の革新、第2分科会では、生涯現役・全員参加型社会の実現や地方創生のための教育の在り方、第3分科会では、教育立国実現のための教育財源など教育行財政の在り方について検討を行うこととし、教育再生実行会議の委員が各分科会へ分属するとともに、それれに新たに分科会委員が加わり、議論を重ねてきました。

今般、このうち、第2分科会において検討してきた課題について、教育再生実行会議における議論も経て、第六次提言として取りまとめました。

教育再生は道半ばです。教育再生実行会議では、引き続き、これまでの提言内容が教育現場に浸透し、現実の教育活動に反映されているか、その進捗状況をフォローアップしていくとともに、残された検討課題についても議論を続け、100年先を見据えた抜本的な改革について提言していきます。

『社会に出た後も、多様な全ての人が、都市でも地方でも、学び、輝き続ける社会へ ～「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育～』

英国の研究者¹の予測によれば、今後10~20年程度で、米国の47%の仕事が自動化される可能性が高いとされています。また、米国の研究者²は、2011年に米国的小学校に入学した子供たちの65%は、大学卒業後、今は存在していない職業に就くと予測しています。この問題提起は、日本でも無縁ではありません。また、現在存在している職業が将来自動化されたり、なくなったりしたときに、それに代わる新たな職業が創り出されるのか、という点については、より詳細な検討が必要であると考えます。経済社会の変化や科学技術イノベーションの進展等により、新たな職業が創り出される可能性もありますが、近い将来には、人工知能の飛躍的な発展により頭脳労働までもがコンピュータにより代替される可能性があり、同じ労働人口に値する新たな職業が創り出されると楽観的に考えることはできません。

こうしたことを踏まえると、これからの中の教育の在り方について、二つの側面から考えることが必要です。

一つは、急速な経済社会の変化に応じて、職業の在り方が様変わりしている中で、生涯を通して社会で活躍していくためには、学校卒業までに身に付けた能力だけでは不十分であり、社会に出た後も、学び続けることにより、新たに必要とされる知識や技術を身に付けていくことが不断に求められるということです。

もう一つは、働き方の多様化により、フルタイム労働以外の柔軟な雇用形態が増え、また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の進展もあいまって、労働時間の短縮も見込まれる中で、これからは、一人一人が仕事以外の時間をいかに創造的、生産的に過ごすかということが、それぞれの幸せや生きがいにとって重要性を増していくということです。そうした時間をいかし、更にチャンス・可能性を拡大できるようにすることが重要であり、そのための学びの機会を、いかに社会全体で提供できるかが大きな意味を持ちます。

このように考えると、今後、社会に出た後も、誰もが学び続けることができ、その成果を社会でいかし、何歳になっても夢と志のために挑戦することや、一人一人が自己充実感を持って幸福に生きていくことができる社会を実現することが極めて重要となります。これまでのような「教育→労働→（育児→家庭）→老後」といった人生を前提とした教育の在り方は根本的に改める必要があります。

また、これからの持続的な成長は、現役世代の男性中心の労働だけで支え得るものではなく、年齢や性別、障害の有無、不登校や中退経験の有無、生まれた家庭の経済状況などの環境、さらには都市と地方の違い等を超えて、多様な経歴を持った人々が社会の担い手として能力を発揮できる全員参加型社会の実現によって可能となるものです。

このような考え方の下、国家戦略として、「社会に出た後も、多様な全ての人が、都市

¹ カール・ベネディクト・フレイ氏（オックスフォード大学リサーチフェロー）及びマイケル・A・オズボーン氏（同大学准教授）

² キャシー・N・デビッドソン氏（ニューヨーク市立大学大学院センター教授）

でも地方でも、学び、輝き続ける社会」を実現するため、我が国の教育が目指すべき方向性や理念、取り組むべき方策について、以下のとおり、提言します。

今回の提言は、教育の在り方にとどまらず、我が国社会の在り方にも関わるものであり、また、このような社会の実現は、急激に変化する世界の中で、各国共通の課題でもあります。我が国が「課題解決先進国」として世界にモデルを提示していく上でも、本提言の実現に挑む意義は高く、政府、関係者の真剣な取組を期待します。

1. 社会に出た後も、誰もが「学び続け」、夢と志のために挑戦できる社会へ

◎生涯で何度も、学び中心の期間を持つ人生サイクルを

高等学校・大学等の卒業までに学んだことで生涯通用する時代は既に過去のものとなった今、教育の在り方について、根本的な認識と仕組みの転換を迫られています。

これからは、一たび、就職した人や、家庭にいる人も、生涯で何度も、教育の場に戻って学び中心の期間を持ち、生きがいのための学びを追求することはもとより、知的・人的ネットワークを作り、学びの成果を社会に還元し、再び、新たなステージで活躍するという人生サイクルを実現していくことが不可欠になると考えられます。

◎大学等を若者中心の学びの場から全世代のための学びの場へ

現在の教育システムは、基本的には、社会に出たときに必要とされる知識や技術を学校で修得させるもので、これまで有効に機能し、我が国社会の発展を支えてきました。しかし、必要な知識や技術が絶えず変化する、これからの時代には、学校においては、学び続ける意欲や態度はもとより、主体的に知識・技能を修得する方法やそれを活用する方法を身に付けることが重要であり、一人一人が、これを基盤として、その後、社会に出て直面する様々な課題に対応し、学びや考えを深めていくようにすることが必要です。

その上で、大学、高等専門学校、専修学校等は、これまでの若者中心の学びの場から、全世代のための学びの場への転換が求められます。また、人生を豊かにする学びに加え、「実学」を重視した教育を提供することや、社会人の働き方が多様化していることに対応し、柔軟に教育を提供していくことも必要です。例えば、職業や育児等と両立しやすい弾力的な履修形態で、社会人のニーズに合ったプログラムを提供するなど多様な学び手のニーズに対応した教育機関になっていくことが必要です。

◎社会全体で学びを支援

教育と労働、出産・育児等の間の相互の行き来や両立をより円滑に行える社会に転換していくため、教育行政と労働、福祉行政の連携を強化し、誰もが学び続けやすい環境を整えるとともに、学んだ成果が社会での活躍につながるような切れ目のない支援が不可欠です。このため、行政の縦割りを廃した実効的な体制の構築が必要です。また、産業構造の変化を受け、企業戦略の転換が進む中、円滑な人材移動を実現する観点からも、企業等の理解と支援も不可欠です。

こうした社会総がかりの取組を通じ、「大学・専門学校等で学び直しをする者や社会人受講者の数について、5年間で倍増（12万人→24万人）」という第三次提言で掲げた目標を達成するとともに、将来にわたって更に「学び続ける」人が増えていくことが期待されます。

(社会人の多様なニーズに対応する教育プログラムの充実)

- 大学、専修学校等は、社会人が職業に必要な能力や知識を高める機会を拡大するため、社会人向けのコースの設定等により、社会人や企業のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムの提供を推進する。国は、こうした取組を支援、促進するとともに、大学等における実践的・専門的なプログラムを認定し、奨励する仕組みを構築する。
- 大学、専修学校等は、民間企業などの多様な主体の参画の下で社会人教育プログラムを開発・提供する取組を推進する。その際、民間企業・団体や地方公共団体等と連携することにより、就業、起業、地域活動への従事などその後の実社会での活動に結びつくような支援を併せて行う取組も進める。また、国、地方公共団体は、地域や産業界のニーズを踏まえて、専修学校などの教育訓練機関を活用した公的職業訓練を一層推進する。
- 国は、アスリートの引退後のキャリア形成について企業等とのマッチングや職業能力育成のための研修などの取組への支援を行う。また、現役中から将来を見据えた必要な教育や職業訓練を受ける「デュアルキャリア」の意識をアスリートや指導者が持つよう啓発する取組を支援する。あわせて、これらの支援を一元的に実施できるよう、スポーツ団体、大学、企業、スポーツクラブなどの関係者が一体となってアスリートのキャリア形成を支援する体制（コンソーシアム）を構築する。

(学びやすい環境の整備)

- 大学等は、時間的に制約のある社会人がパートタイムで学んだり、在学期間を弾力的にして学んだりすることが可能となるよう、履修証明制度³や科目等履修生制度を活用するなど、仕事等と両立しつつ必要な単位を取得しやすい教育プログラムの提供を進める。また、大学等が提供する履修証明プログラムを受講しやすくなるよう、国は、履修証明制度を柔軟に運用する大学等の取組を推進する。具体的には、大学等が学修の節目で一定の評価を与えたり、インターネットによる学修を取り入れたりするなど柔軟なプログラムを提供する取組を推進する。
- 社会人が、24時間いつでも学び、キャリアアップを図ることができるよう、大学等は、e-ラーニングを活用した教育プログラムの提供を推進する。特に、放送大学において、資格関連科目の増設や、オンライン授業科目の開設、スマートフォン等での視聴への対応等を行う。また、単位互換制度の活用を通じた他の大学等への

³ 大学等において、主に社会人向けに、120時間以上の体系的な知識・技術等の習得を目指した教育プログラムを編成し、これを修了した者に対し、学校教育法に基づいて修了の事実を証明する「履修証明書」を交付する制度。平成19年度から実施されており、平成24年度において72大学が136プログラムを提供している。

多様な科目の提供を進めるとともに、更なる学習者への支援策について検討を行う。

- 国は、大学、専修学校等で、社会人が産業界のニーズに対応した実践的・専門的な学びを行う際の受講料等の経済的支援を充実する。このため、日本学生支援機構の無利子奨学金について、以前に貸与を受けたことがある社会人等の再貸与を可能とすることや、教育訓練給付金制度について、専門学校の職業実践専門課程⁴や専門職大学院を対象とすることなどの措置が講じられており、これらの活用を推進する。また、社会人等のニーズに合った更なる方策を検討し、支援の充実を図る。
- 国は、大学等の学修に加え、大学等の公開講座、各種の検定試験、通信教育など個々人が学んだ成果を蓄積し、その後の就業や更なる学修にいかせるような学習成果の評価・活用の仕組みや、それらが社会的に認められるようにその質、内容を保証する仕組みを構築する。例えば、ＩＣＴを活用し、学習履歴を記録し、活用できる基盤となるような仕組みを整備する。

(教育行政と労働、福祉行政の連携強化)

- 産業構造、就業構造の変化に伴い、社会人が学び続けやすい環境の整備や、社会経済の変化を踏まえた教育内容、方法の改善充実、若者・女性・高齢者の就業支援等について、文部科学省と厚生労働省が中長期的視野で検討する場を設けるなど、教育行政と労働、福祉行政の一層の連携強化を図る。
- その中で、事業主の協力も得て、社会人が、新たな知識・技能を身に付けるために、一旦仕事を離れ、あるいは、仕事と両立しながら学んだり、子育てや介護に従事中やそれを終えた後も学び続けたりできるようにするための支援策などの条件整備についても検討し、何歳になっても自らを磨き、新たな挑戦をすることが真に可能となるための実効的な取組を進める。

⁴ 専門学校において、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的とし、専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能について組織的な教育を行うものとして、文部科学大臣が認定する課程。平成26年度から実施されており、673校、2,042学科（平成27年2月17日現在）が認定を受けている。（参考：平成26年度における専門学校の学校数・学科数は、2,814校、8,166学科）

2. 多様な人材が担い手となる「全員参加型社会」へ

◎多様性（ダイバーシティ）を認め合う社会へ

我が国社会は、明治以来、欧米に効率的に追いつくことを追求し、発展してきましたが、そのためには、同質性、均一性の高いことが好都合でした。しかし、変化の激しい、これから時代においては、他と同じであることを重んじる、画一・均一的な社会に活力ある未来ではなく、我が国社会は、多様性（ダイバーシティ）を認め合う、全員参加型の社会へと変革していかなければなりません。

多様性を認め合うことは、一人一人のモチベーションの向上や自己実現を可能とするとともに、経済活動のグローバル化、製品やサービスのライフサイクルの短期化が進む中で、多様化するニーズへの対応が求められる企業などの組織や社会にとっても、発想の柔軟性やイノベーション力の向上をもたらします。

教育の在り方についても、多様な経験をもつ人々が、それぞれの能力、可能性を最大限伸長し、活躍する全員参加型社会を実現するものへと根本的に転換することが必要です。

◎これまでの考え方とらわれない意識や仕組みの転換を

全員参加型社会を実現するためには、我が国社会で長く当然と考えられてきた意識や仕組みの転換が求められます。

現役世代の男性中心の経済社会から脱皮し、生涯現役で活躍することができ、また、女性が輝く社会を実現していく必要があります。そのためには、「高齢者」の捉え方の見直しや、男性も女性も仕事と生活の調和を重視した働き方や人生設計の見直しが必要です。その際には、生涯にわたって、仕事と生活、学びの調和（ワーク・ライフ・スタディ・バランス）を図る視点も重要です。

また、障害者、不登校や中退の経験者等のための多様な学びの場や才能を見いだす機会をつくることや、失敗を経験しても何度も再チャレンジ可能な社会を実現していくことが求められます。そのためには、不登校や障害の捉え方を見直し、全ての子供が、様々な才能を秘めているという意識を共有し、潜在的な能力を引き出すための教育の充実が必要です。

さらに、貧困家庭の子供に対する支援も必要です。我が国は、貧困家庭に生まれた子供が、本人の努力だけで夢と志に挑戦することが困難な格差社会になっているとの認識を持つ必要があります。全ての子供に対し、機会の平等を保障することは、活力ある全員参加型社会の基盤であり、その核になるのは教育です。

こうした社会全体の認識の転換とともに、個々人が自らの目標や次世代の育成のためにになすべきことを自覚し、主体的に努力することが重要です。そして、夢と志に挑戦する人の自立に向けての努力を社会全体で支援していくことが必要です。

(女性の活躍支援等)

- 大学、専修学校、社会教育施設等は、女性のスキルアップと、職場復帰や再就職等を支援する実践的なプログラムの提供を推進する。国は、そのようなカリキュラム開発を積極的に支援、促進する。また、子育てや介護に従事中の人人が安心して学び続けられるよう、放送大学等による、キャリア支援のためのカリキュラムを充実したり、子育て中の人のため、大学による子供の保育環境の整備を推進したりする。
- 大学は、出産・育児、仕事、介護等のために一旦学業を中断した人も、引き続き、学業を継続できるよう休学期間や在学期間の弾力的な運用を推進する。
- 大学、専修学校等が女性のニーズに応えるプログラムを提供するに当たっては、産業界との連携や、各種の就業・起業支援策、事業主への助成措置等の活用を図りながら、学んだ成果が社会参画につながる支援を行う。また、地方公共団体、社会教育施設等とともに、結婚・出産等を機に離職した女性が地域活動に参画しやすくなるよう、NPO等と連携し、学びからその成果をいかした地域活動までの切れ目のない支援を行う。

(高齢者等の活躍支援)

- 地方公共団体、社会教育施設、大学等は互いに連携し、高齢者の知識、経験を地域社会にいかすため、シニア層向けのプログラムの提供を推進する。また、地域活動と連動した学習の仕組みづくりなどにより、人材のマッチングも含め、積極的な社会参画を促す仕組みを構築する。例えば、地域活動を行うためのNPOなどの組織をつくる際、「肩書き」や「役職」を付与して、対外的な活動を行うなど、高齢者が参加しやすい工夫を行うことが効果的である。
- 企業のミドル・シニア社員等が、退職後の地域での活躍のきっかけをつくるとともに、地域活動の活性化を図るために、国がイニシアティブをとって、地方公共団体、企業、NPO等との協働により、これらの人材が現役中から、地域における教育、文化、スポーツなどの活動に参画できる仕組みづくりを推進する。
- ベテラン教師の大量退職が進む中、その優れた指導技術、知識、経験を学校現場で若手教師に継承するとともに、実験・実習や体験活動など多様な教育活動を充実し、学校の教育力の維持・向上を図るため、国、地方公共団体は、学校における退職教師の積極的な活用を推進する。

(障害のある児童生徒に対する支援等)

- 国、地方公共団体は、多様性を認め合う社会の担い手育成の観点からも、障害のある児童生徒が可能な限り障害のない児童生徒と共に、その特性を踏まえた十分な

教育を受けることができる環境を整備し、教員の配置や特別支援教育支援員等の充実、交流や共同学習の充実などの取組を推進するとともに、全ての教師が特別支援教育に関する素養を備えることを目指し、専門性・指導力の更なる向上を図る。

- 国、地方公共団体は、高等学校段階における特別支援教育の充実を図るため、発達障害等に関する教職員等の対応力向上のための研修、自立と社会参加に向けたキャリア教育の充実などの支援体制の整備等を一層推進する。
- 国は、2020年東京オリンピック・パラリンピックが、多様性を認め合う全員参加型社会への転換の契機となるよう、パラリンピアンを「違い・個性」をいかしたロールモデルとして、その活躍の場を、教育の場をはじめ様々な分野において創出する。

(不登校、中退、ニート等の若者への支援)

- 国は、不登校や中退、若者のニート化を防止するとともに、こうした経験のある人の再チャレンジを支援するための総合的な政策パッケージを策定し、推進する。
- 具体的には、フリースクール等における多様な学びへの対応を含めた小学校から高等学校までを通じた抜本的な不登校等に係る対策を講じるとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学力向上や進路支援を行う地域人材等の配置充実を図る。また、ハローワークや地域若者サポートステーション⁵等と連携した就職支援、社会的・職業的自立に向けたキャリア教育、高等学校中退者に対する高等学校等就学支援金相当額の支給による学び直しのための経済的支援策等を一層充実強化する。

(貧困家庭への支援)

- 国、地方公共団体は、低所得世帯やひとり親家庭等の子供の教育の機会を確保し、貧困の連鎖を断ち切るため、夜間補充教室など地域の協力による放課後や土曜日等の学習支援の取組を支援、促進する。また、幼児教育無償化の段階的推進、義務教育段階の就学援助、高等学校等就学支援金制度や高校生等奨学給付金、大学等での無利子奨学金の拡充、所得運動返還型奨学金制度の導入、給付型奨学金の検討を含む奨学金の充実など、子供の成長段階に応じた教育費に係る経済的支援の更なる充実を図る。
- 国、地方公共団体は、貧困家庭の子供の適切な生活環境を確保するため、教育、福祉、労働行政が密接に連携しながら、地域人材等の協力も得て、保護者への学習

⁵ ニートの若者等の職業的自立を支援するため、キャリア・コンサルタント等による専門的な相談、コミュニケーション訓練、職場体験等を実施している。平成26年度において全国160箇所に設置されている。

機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくりなどの家庭教育への支援や、家庭の状況に応じた生活資金等の支援、子供の食生活や健康状態に対する援助、保護者に対する就労支援などの取組を一層推進する。

- 国、地方公共団体は、こうした取組を、教育、福祉、労働行政が連携したワンストップサービス体制の構築を図りながら推進する。その際、支援を必要とする家庭にきめ細かに情報提供したり、参加を働きかけたりするスクールソーシャルワーカーなどの役割も重要である。

(外国人の子供の教育)

- 外国人の子供の適切な教育環境を確保することが課題となっており、国、地方公共団体は、学校における円滑な受入れや、一人一人の実態に応じたきめ細かな日本語指導のための体制整備、日本語指導が必要な児童生徒を対象としたカリキュラム編成・実施など学校生活への適応を図る取組を進める。その際、日本の文化を体験したり、母国の文化に触れたりして国際理解を深めることも重要である。

3. 教育がエンジンとなって「地方創生」を

◎「教育」の力で地域を動かす

現在、我が国では、地方の人口減少と地域経済縮小という課題を抱えています。この二つが悪循環に陥り、地方の弱体化が進めば、我が国全体が衰退し、成長力を損ねることになります。国、地方公共団体、民間の総力を結集して、これらの課題を克服し、地方創生を成し遂げる必要がありますが、その成否は人材にかかっています。まさに、「教育」の力は大きく、地域を動かすエンジンの役割を担うと言えます。

◎地域を担う子供を育て、生きがい、誇りを育む

小中学校等の教育機関は、地域の将来を担う子供を育てるため、郷土の先人、歴史、文化等を教え、郷土への理解・愛着・誇りや人として必要な倫理観を育む教育を推進することが必要です。こうした教育を実践し、子供たちの志を育むことができる教師の育成も不可欠です。地方の豊かな環境と結びついた魅力ある学校教育の展開は、人口流出を防ぐだけでなく、良質な教育環境を求める都市部からの人口流入も喚起しえます。また、文化、スポーツによる地域活性化策との連携を図り、地域の人々の生きがいや誇りを育むことも重要です。

また、少子・高齢化が進展し、地域コミュニティに多様な機能が求められる中で、学校は、人と人をつなぎ、様々な課題へ対応し、まちづくりの拠点としての役割を果たすことが求められます。こうした観点から、全ての学校において地域住民や保護者等が学校運営に参画するコミュニティ・スクール化を図り、地域との連携・協働体制を構築し、学校を核とした地域づくり（スクール・コミュニティ）への発展を目指すことが重要です。その際には、学校教育と社会教育が一体となったまちづくりの視点も重要です。

こうした取組に当たって、教育委員会制度改革によって新たに設けられる総合教育会議の役割が重要であり、地方公共団体を挙げての教育による地方創生の取組が求められます。

◎地域の産業、担い手を育てる大学等をつくる

大学、専修学校等は、その知的資源や人的資源を活用し、地域と連携し、そのニーズにこたえる教育研究、人材育成を展開することや、学生や教職員が居住し学園都市が形成されること等を通じて、地域経済の活性化や地域課題の解決など地方創生に大きな効果をもたらします。

地方では、特に、大学進学時や就職時に、都市部への人口流出が生じていますが、学生が地元に残り、地域の担い手が確保されるようにする上で、大学等が、地域産業を担う専門職業人育成をはじめ、魅力ある教育を提供したり、雇用やイノベーションの創出に貢献したりすることに対するニーズがかつてなく高まっています。特に、地

方では産業集積が進んでいる都市部と異なり、中小零細企業が多く、自社で研究員や研究費を持ち、技術的な研究を進めることのできる大手企業が少ないという現状があり、こうした状況においては、新しい技術を生み出すために、大学が、その有する知的資源等を活用し、研究開発力を発揮するなど、大学等の知の集積が地域の産業振興にとって極めて重要です。

大学等による地域連携は地方創生の鍵であり、地域の拠点となる大学等の一層の機能強化が図られ、地方における自県大学進学者の割合や、新規学卒者の県内就職の割合が高まることが期待されます。

(地域を担う人材の育成)

- 学校は、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、志の高い人材を育成する観点から、郷土の先人、歴史、文化等を取り上げた様々な教材の活用や、地域を担う人材育成につながるキャリア教育等を含め、地域の人々の協力を得て、地域に誇りを持つ教育や地域貢献の意識を涵養する教育を充実する。国は、各地域における優れた取組の普及を図り、地方公共団体は、地域に根ざした教材の開発等に努め、学校の取組を支援する。
- 国、地方公共団体は、子供たちが、一定期間、地方での集団生活や自然体験などの豊かな体験活動を行えるよう、長期滞在型を含めた農山漁村体験活動を積極的に支援する。こうした取組により、課題に粘り強く取り組む力、集団をまとめるリーダーシップ、仲間と連帯する力の涵養等を図るとともに、地方の良さに触れ、地方移住の推進や交流人口の拡大にも資するものとする。
- 地方創生のためには、地域と協働した新しい人材育成が求められている。このため、大学等は、地域の求める人材ニーズの多様化に対応し、地方公共団体や企業等と連携して、実践的プログラムの開発や教育体制の確立など、「実学」を一層重視した、地域産業を担う高度な人材の育成を推進する。また、高等専門学校、専修学校、専門高校等は、地域のニーズに応じた学科構成の見直し、大学や産業界等と連携した長期間の実習・共同研究の実施等により、地域産業を担う専門的職業人材の育成を推進する。さらに、専門高校等において、育成した人材が地元企業等から適切に評価され、地域での認識が高まるよう、資格や公的な職業能力の検定等も活用し、卒業生の職業能力を明らかにする取組を進める。

国は、これらの取組を支援、促進するとともに、第五次提言で述べた実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化が地域の職業人育成に大きな効果をもたらすことが期待できることから、その実現に向けた取組を推進する。

- 国、地方公共団体、大学等は、官と民が協力した海外留学支援制度（トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム等）の推進等により、地域に根差したグローバルリーダー（いわゆるグローカル人材）の育成を図るとともに、国内外の学生が交流す

る機会の創出やそのための宿舎・交流スペース等の整備、就職支援等を通じて、外国人留学生の受入れも拡大し、地域における留学生交流を促進する。また、国、地方公共団体は、こうした取組を行う大学への支援を行う。

(学生等の地方への定着等)

○ 国、地方公共団体は、地域の活性化を実践的に担うために重要な人材の確保の観点から、地方にある大学等への進学、地元企業への就職、都市部の大学等から地方の企業への就職を行う者を対象に、奨学金の優先枠（地方創生枠（仮称））を設けたり、返還額を軽減したりする措置を講じ、学生の地元定着へのインセンティブを高める取組を進める。

また、ＩＣＴを活用して地方と都市部の学生、大学等が交流する取組等を促進するとともに、都市部にある大学等と地方にある大学、地方公共団体等とが連携・交流を行うこと、ギャッփイヤー等を活用し、学生のインターンシップを地方の企業等で行うことなど、都市部の学生が地方の魅力を実体験できる取組への支援策を講じる。

さらに、大学教員が意欲的に教育研究に取り組めるよう、地方にある大学の教育研究環境の充実を図るために必要な財政基盤の確保を目指す。

○ 大学進学時には、地方から都市部への大きな人口流出が生じているが、その背景には、都市部の大学等において定員を上回る学生を受け入れている実態があり、教育環境を改善する観点からも、この状況を是正する必要がある。このため、国は、入学定員超過に対する基盤的経費の取扱いの更なる厳格化など、特に大都市圏の大学等における入学定員超過の適正化について検討し、成案を得る。

(教育機関を核とした地域活性化)

○ 国は、コミュニティ・スクール⁶の取組が遅れている地域の存在を解消し、一層の拡大を加速する。このための制度面の改善や財政面の措置も含め、未導入地域における取組の拡充や、学校支援地域本部等との一体的な推進に向けた支援等に努める。そして、全ての学校がコミュニティ・スクール化に取り組み、地域と相互に連携・協働した活動を展開するための抜本的な方策を講じるとともに、コミュニティ・スクールの仕組みの必置について検討を進める。

地方公共団体は、国の支援策も活用して、全ての学校においてコミュニティ・スクール化を図ることを目指す。その際、学校と地域をつなぐコーディネーターを配置することや、地方公共団体の判断により、小中一貫教育の取組と連携して進めることも効果的である。さらに、こうした人的ネットワークが地域課題解決や地域振興の主体となることを目指す。

⁶ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、当該学校の所在する地域の住民や当該学校に在籍する児童生徒等の保護者等で構成される委員が当該学校の運営に関して協議する機関を置く学校。

- 地方において、限界集落に陥る最大の要因の一つが、学校の消滅である。国、地方公共団体は、地域コミュニティの核としての学校の役割を重視しつつ、各市町村の実情に応じて、活力ある学校づくりを実現できるよう、市町村の主体的な検討や具体的な取組をきめ細かに支援する。
具体的には、例えば、学校統合を検討する場合には、通学手段の確保など統合に付随する課題の解消への取組を支援する。小規模校の存続を選択する場合には、ＩＣＴの活用等により小規模のデメリットを最小化する取組等を支援する。さらには、休校した学校についても児童生徒が増加した場合には、その再開に向けた取組を支援する。
- 少子・高齢化が進む過疎地域等では、地域コミュニティの拠点としての学校の場を活用して、子供への教育のほか、地域住民の生涯学習や健康、福祉等に関する機能をも集積していくことが考えられる。こうしたことを踏まえ、国は、地域の実情に応じ、学校の場が有効に活用され、各種機能の複合化・集積化が図られるよう、その仕組みの在り方について検討し、取組を進める。
- 国は、地域のニーズに応える人材の育成や地元産業の振興、地域課題の解決に取り組み、地（知）の拠点となる大学に対する支援を引き続き充実強化する。また、多様な地域振興の担い手をコーディネートする大学の取組も支援する。さらに、国は、雇用創出、若者定着のため、具体的な目標を設定して大学と連携した取組を行う地方公共団体に対し支援を行う。地方における産業振興のためには、的確なビジネスプランをつくり、付加価値が高い商品開発を行い、全国的に販路を開拓するなどの事業展開を、产学官民が一体となって推進していくことが重要であり、こうした取組において、大学はその知見を生かし重要な役割を果たすことが求められる。
- 国公私立の大学は、地方においてそれぞれの強み・特色をいかして機能強化を図り、若者を地方につなぎとめ、かつ、呼び込むために魅力向上に取り組むことが求められている。このため、国は、地域活性化の中核となる国立大学においては、第3期中期目標期間の評価に地域連携の視点を取り入れるなど、大学の地域連携に対する評価と資源配分が連動するようにしていく。また、地方における大学機能の集積や大学間連携などの経営改革や、地方の「職」を支える人材育成などの教育研究改革を通じて地域の発展に寄与する私立大学の取組を支援する。国、地方公共団体は、学生が地方に定着する環境づくり等に貢献する公立大学の取組に対する支援を行う。

- 国は、「日本版 C C R C (Continuing Care Retirement Community)⁷」の導入に向けて、有識者や関係省庁が参画して検討を行う際、高齢者が大学の近隣等に居住し、必要に応じ、医療・生活支援サービスを受けながら、大学での生涯学習や学生への指導等に参加できるコミュニティ（日本版大学連携型 C C R C）を形成することについて検討し、モデル事業等を通じて全国展開する。

（地域、家庭の教育力や、スポーツ・文化をいかした地域活性化）

- 国、地方公共団体は、地域住民が主体となって、地域コミュニティの活性化・再生を図る観点から、公民館、図書館などの社会教育施設を拠点に、N P O等と連携しつつ、分野横断型の、地域課題解決につながる活動を推進する。また、こうした活動を行うために、様々な地域資源を活用し、活動をコーディネートする人材の育成を国として支援、促進する。

- 国、地方公共団体は、三世代同居・近居への支援を行うなど、若年層の定住や家庭教育支援の充実を進めながら、多様な年齢層の中で地域の教育力を高める取組を推進する。

- 国、地方公共団体は、スポーツによる元気で活力あるまちづくりの観点から、地元の企業等と連携した地域スポーツコミッショ⁸などの活動を一層促進し、障害者スポーツを含め、スポーツ大会やアスリートなどの地域における多様なスポーツ資源を活用した地方創生の取組を推進する。

また、総合型地域スポーツクラブの自立支援やマネジメントの強化に関する人材確保などの取組を進める。

さらに、国、地方公共団体、スポーツ団体等が連携して、子供たちが夢や志を持ち、努力する姿勢を育むことを促進する観点から、部活動や地域の教育にアスリートやその経験者等が積極的に関わる仕組みを構築する。

- 国、地方公共団体は、地域の文化や歴史を地域活性化に活用する取組を推進する。具体的には、新たに「日本遺産」を認定する仕組みを創設するなど、観光・産業資源としての魅力の向上等の強化や、地域の多様な文化財を一体的に活用する取組を支援する。また、地域の特色ある文化芸術活動や地域の文化拠点である劇場、音楽堂などにおける文化芸術の創造や発信等の活動を活性化し、地域コミュニティの創造と再生を推進する。

さらに、こうした取組を、教育や人材育成に連動させ、地域への愛着心を高める

⁷ 米国では、高齢者が移り住み、健康時から介護・医療が必要となる時期まで継続的なケアや生活支援サービス等を受けながら生涯学習や社会活動等に参加するような共同体が約 2,000 か所存在している。

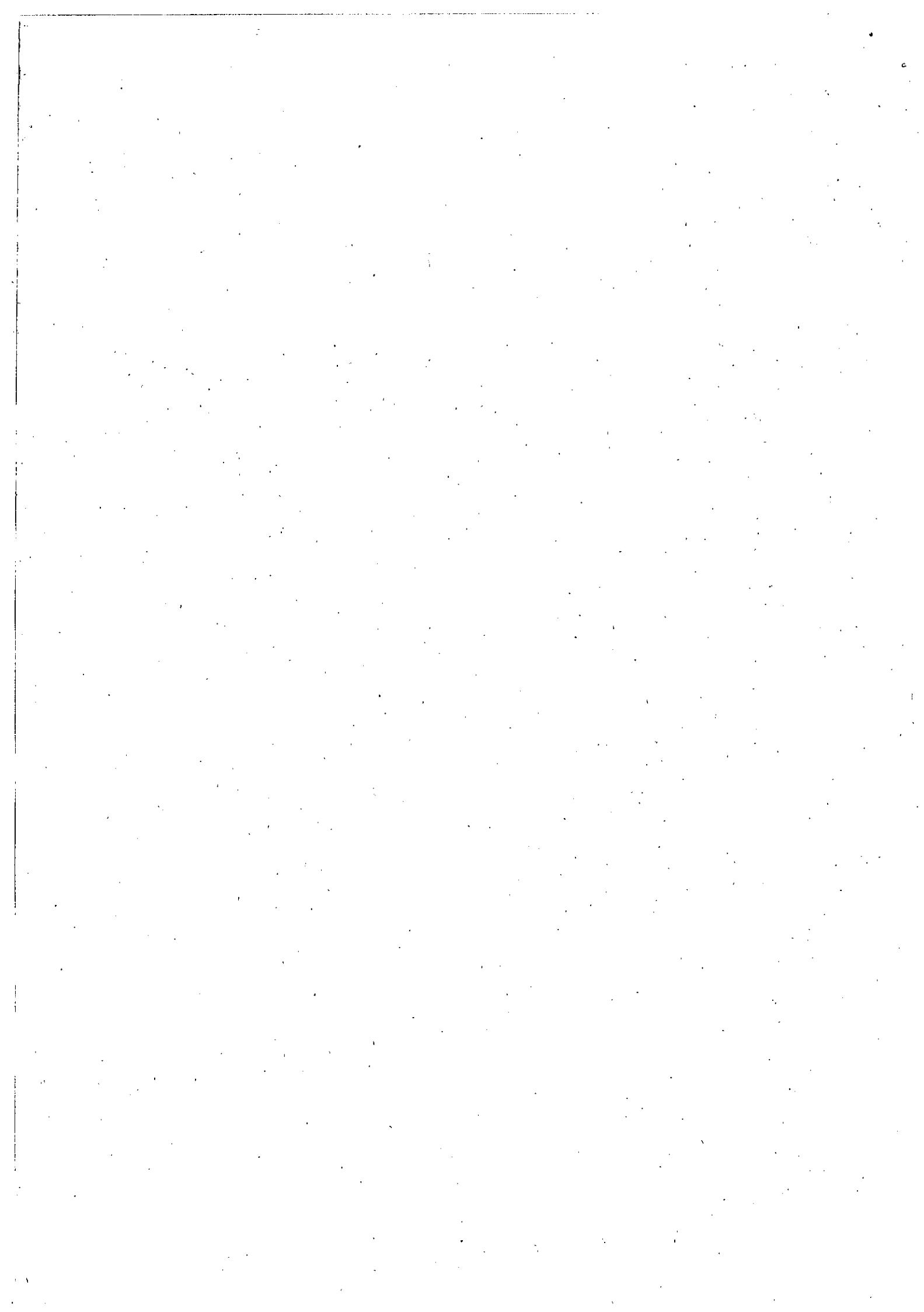
⁸ 地域におけるスポーツ振興、スポーツツーリズム推進に、地方公共団体、民間企業（スポーツ産業、観光産業等）、スポーツ団体等が連携・協働して取り組むことを目的としている地域レベルの連携組織。

など、文化資源をいかした地方創生を進める。

- 国、地方公共団体は、地方における教育交流事業や地域のイベント、伝統芸能など教育、スポーツ、文化による地域協力活動への都市部からの人々の参画を支援、促進するとともに、その活動が参画した人々のその後のキャリア形成等で評価され、いかされるような工夫を行う。

(世界への発信)

- 我が国の教育システムやノウハウ、優れた教育プログラムは、我が国の文化又は産業の一つにもなり得るものであり、国は、これらを学校教育や人材育成に対するニーズがある海外の国や地域に向けて、戦略的に発信する取組を進める。



これからの中時代に求められる資質・能力と、
それを培う教育、教師の在り方について
(第七次提言)

平成27年5月14日

教育再生実行会議

これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、 教師の在り方について (第七次提言)

はじめに

現代の社会は、情報通信技術の発展を背景として、規格化された製品の大量生産、消費が成長を支える工業中心の時代から、より高度な情報・知識に基づく多様で付加価値の高い製品・サービスの提供が成長を支える時代に入っています。インターネットの出現は、人間の知識創造とコミュニケーションの在り方に革命的な進歩をもたらしましたが、今後は、周囲のあらゆるモノがネットワークにつながり、それらが自律、分散的に情報の処理、交換等を行い、新たなサービスや価値を生み出していくことが予想されます。こうしたことに加え、今後、コンピュータの性能が飛躍的に伸び、近い将来には、様々な労働が機械に置き換わるだけでなく、頭脳労働の一部が人工知能に代替されたり、高度な頭脳労働において人工知能が人間のパートナーになったりする時代が来るを考えられます。2045年には、コンピュータの能力が人間の能力を上回る技術的な転換点が訪れるという予測もあり、私たちの仕事や生活に、現在の常識を覆すような変化がもたらされる可能性があります。

また、特に、経済活動における国境はこれから更に希薄になり、国内で仕事や生活をしていても、グローバル化の波が一人一人に押し寄せてきます。

こうした社会の変化の中を生き抜くためには、人間に求められる能力も変わり続けることが不可避となり、教育の在り方も変わっていかなくてはなりません。また、十人十色の個々の才能に合わせて多様な教育を提供していくことも必要です。

昨年9月に教育再生実行会議に立ち上げられた第1分科会では、このような課題認識の下、これからの時代を生きる人たちに必要とされる資質とは何であり、その資質を教育によっていかに培っていくか、そして、その教育を実践できる教師をいかに養成、確保していくか等について、議論を重ね、今般、教育再生実行会議における議論も経て、第七次提言としてとりまとめました。

教育改革は、少なくとも20年以上先を見据えて取り組まなければなりませんが、今現在の教育に携わる人たちは現在の常識や価値観を基準にしており、親世代は自分が受けた20年以上前の教育を基準にして考えますので、そこには40年以上のギャップがあるという指摘もあります。しかも、これから先の社会の変化は、過去の変化とは比べものにならないほど加速度のついたものとなることが確実です。政府においては、地方公共団体をはじめ、教育関係者、保護者を含む社会の全ての人々と、本提言の改革のビジョンをしっかりと共有し、その着実な実行を図ることを期待します。

1. これからの時代を生きる人たちに必要とされる資質・能力 ～求められる人材像～

これからの未踏の時代に、社会的・職業的に自立し、たくましく生き抜いていくためには、想定外の事象や未知の事象に対しても、持てる力を総動員して主体的に解決していくこうとする力を培っていくことが必要です。

そのためには、まずは、基礎となる学力、体力を土台としてしっかりと身に付けることが不可欠です。基礎的な知識・技能は、いつの時代にあっても、おろそかにすることがあってはなりません。特に、高等教育を目指し、高度な専門教育を受けて、将来、社会人になる場合、その基盤として、文系にも必要な数理的思考法や、理系にとっての人文・社会系の素養など文系・理系を問わない幅広い教養を備えておくことが必要です。同時に、全ての人が学術研究の道を目指す必要はありません。職業人を志す人には、実社会での活躍に必要な実践的な知識・技能を修得することが求められます。専門高校や専修学校での職業教育をもっと評価していく必要があります。

また、これからの世界を生きる上で、日本人としての文化や歴史、伝統を背景としたアイデンティティや国語力と並んで、英語を中心とした外国語による発信力や情報活用能力は不可欠です。

これらに加えて、コンピュータの能力が人間の能力を上回るとの予測もあるからこそ、今後は、人間が優位性を持つ資質・能力を磨き、高めることが、ますます必要になります。例えば、あらかじめ正解のない問い合わせや自ら設定した課題に挑戦していく活動や、創造性や高い専門性を發揮して行う活動、人間の感性や思いやりが求められる活動等の価値は、むしろこれまで以上に高まると考えられます。

そのような、これからの時代に求められる資質・能力として、我々は以下のものが極めて重要だと考えます。

＜主体的に課題を発見し、解決に導く力、志、リーダーシップ＞

経済活動をはじめ世の中の全ての仕事や活動が、より良い製品やサービスを提供したり新たな領域を切り拓いたりして、付加価値を生み出し、人々の生活の向上や社会の成長・発展をもたらしていくためには、その第一歩として、まだ解決されていない課題を発見し、提起していくことが必要です。課題とは、理想とする状態と現状との差のことであり、課題を発見するためには、まず、心に高い志を抱くことが不可欠です。これはコンピュータや人工知能がどんなに発達しても、人間にしかできないことです。これまでの教育では、与えられた課題を解決する能力を志向してきましたが、これからは、志を持って、主体的に学び、「なぜ、そうなるか」(Why)を考え、課題を発見する能力を高めることが重要です。また、課題解決に当たっては、他者と協力して対応しなければならない場合もあり、リーダーシップや責任感、

さらには、相手に説明し、納得してもらう論理性や、人の心を動かすプレゼンテーション能力を養うことも不可欠です。

＜創造性、チャレンジ精神、忍耐力、自己肯定感＞

未知の課題に挑み、解決策を生み出すためには、既存の概念にとらわれない創造的な発想力や企画力、直観力が必要です。これを身に付けるためには、慣れ親しんだ環境から離れ、失敗を恐れず、未知の場に飛び出して、発想を拡げる経験の積み重ねが不可欠であり、果敢に挑むチャレンジ精神とともに、強い忍耐力を養っていくことが求められます。また、その素地として、プラス思考で、様々な課題に意欲的に取り組む姿勢も必要です。そのためには、教師が、全ての子供の可能性を信じ、その潜在的な能力を引き出す営みを通じて、子供の心に火を点し、高い志とともに自己肯定感を醸成していくことが重要です。

さらに、異能・異才の人材を発掘し、その才能を社会に変革をもたらす可能性があるものとして伸ばすこととも重要です。

＜感性、思いやり、コミュニケーション能力¹、多様性を受容する力＞

どれほどコンピュータや人工知能が発達しても、感性や思いやり、慈しみの気持ちなどにおいては最後まで人間が優位性を持つと考えられます。人に対して働きかけたり、人の感性に訴えたりする仕事や活動を行うことはもとより、職場やコミュニティの中で、他者と目標を共有し、協働して課題解決に取り組むことは、いつの時代にあっても不可欠です。また、グローバル化した社会では、異なる価値観や文化的・宗教的背景を持つ人たちと互いに理解し合い、共存していくことも必要です。社会の中での協調性と、その基盤となる倫理観を養うためには、他者に共感できる感性、思いやり、他者との意思の疎通を図るコミュニケーション能力、多様性を受容する力を育てる必要があります。その際、これまでの我が国の教育の中で培われ、日本人として大切にしてきた誠実さやおもてなしの心など、日本人が長けている感性を更に伸ばしていくことが大切です。

¹ 平成23年8月29日にとりまとめられた、コミュニケーション教育推進会議（文部科学副大臣主催）の「子どもたちのコミュニケーション能力を育むために（審議経過報告）」においては、コミュニケーション能力を「いろいろな価値観や背景をもつ人々による集団において、相互関係を深め、共感しながら、人間関係やチームワークを形成し、正解のない課題や経験したことのない問題について、対話をして情報を共有し、自ら深く考え、相互に考えを伝え、深め合いつつ合意形成・課題解決する能力」としている。

2. これからの時代を見据えた教育内容・方法の革新 ～求められる資質・能力を教育によっていかに培うか～

1. で述べた資質・能力は、与えられた課題を速く、正確に解決することに重点が置かれた、これまでの教育では、培うことはできません。真に必要なのは、「なぜ、そうなるか」という疑問を持つことから始まり、発見した課題に対応するため、知識・技能を駆使して、失敗を恐れず積極的に実践し、失敗から原因を分析して次につなげる経験を積んでいくという体験型・課題解決型の学習です。こうした学びを実現するため、教育内容・方法の抜本的な革新が不可欠です。さらに重要なのは、学習により身に付けた力や態度を実生活の場面で発揮できるかどうかということです。家庭や地域社会において、学んだことを生かして考え、行動し、貢献するという実践の場が必要です。学校のみならず、保護者や地域を含めた社会全体で子供の力を育むという発想が大切です。

(1) アクティブ・ラーニングの推進、世界に伍する教育体制の確立

小・中・高等学校から大学までを通じて、課題解決に向けた主体的・協働的で、能動的な学び（アクティブ・ラーニング）へと授業を革新し、学びの質を高め、その深まりを重視することが必要です。同時に、初等中等教育段階の教育方法の革新について、国から地方公共団体、学校現場へ、さらには、保護者や国民への趣旨が適切に伝わらず、手段が目的化するなどの状況が生じると、現場が混乱し、逆効果になりかねません。このため、国が教材開発等を積極的に支援するとともに、改革の趣旨を丁寧に周知した上で、現場の創意に富んだ多様な教育活動を行えるよう自由度を与えることも重要です。

また、大学においては、教育方法の革新とともに、教育プログラムや組織の改革、留学生交流の推進等により、世界に通用する教育体制を確立することが必要です。そのためには、大学教員の意識改革も不可欠です。

- 国は、これからの時代に求められる資質、能力の育成や、そのために必要な学習・指導方法を一層重視した教育活動が行われるよう、学習指導要領等における示し方を工夫する。その際、意見発表（プレゼンテーション）、討論・話合い（ディベート、ディスカッション、ネゴシエーション）、課題学習、事例研究、ボランティア、インターンシップ、実践と失敗を経験する体験活動などの学習・指導方法が積極的に導入されるようにする。こうした学びの中で、子供たち自身が学校行事等を企画、実践したり、教師の適切な指導の下、子供同士で学び合ったりする活動を充実することが重要である。また、体験型・課題解決型の学習成果を的確に把握、評価できるよう、学習評価の在り方を見直すとともに、こうした教

育活動を大学入学者選抜の改革と一体的に推進する。

- 持続可能な社会の実現が課題となっていることを踏まえ、国、地方公共団体、学校は、体験型・課題解決型の学習を通じて、環境、貧困などの世界規模の課題を自らのこととして捉え、地域活動など身近なところから取り組み、その解決に向けて考え、他者とも力を合わせて行動できる人材を育成するための教育（E S D (Education for Sustainable Development) 、持続可能な開発のための教育）を推進する。
- 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会が開催されることを踏まえ、国、地方公共団体、学校は、オリンピック・パラリンピックの歴史や出場国・地域に関する調べ学習、オリンピアンやパラリンピアンとの交流、競技の体験等を実施することを通じて、外国・異文化に対する関心、チャレンジ精神、忍耐力、他者への共感、思いやり等を主体的に身に付けるための取組を推進する。
- 選挙権年齢を18歳以上に引き下げる法案が国会に提出されていることを踏まえ、国、地方公共団体、学校は、子供たちに国家・社会の責任ある形成者となるための教養を培わせるとともに、政治や選挙に対する関心を高め、主体的に社会に参画する力の育成を図るため、政治的中立性の確保に留意しながら、模擬投票や、政策や社会の課題についてのディベートなど体験型・課題解決型の学習活動等を推進する。
- 国は、アクティブ・ラーニングなどによる新たな教育活動の趣旨が学校現場に十分浸透し、効果的な取組が促進されるよう、地方公共団体、大学、関係団体等と連携し、学校現場で実践可能な教育プログラムや、インターネット上で利用可能な学習教材を提供、評価、共有し合える情報交流サイトの構築を進め、各学校の実情に応じた多様な工夫が柔軟に行われるようとする。その際、民間も含めて、既に成果を上げている教育機関の取組を積極的に情報提供していくことも重要である。
- 国は、学習指導要領の改訂の検討に当たり、加速する社会の変化に合わせて、学校現場が適時に教育の在り方を見直し、地域の特色や新たな発想に基づく創意に富んだ教育活動を展開できるようにする観点から、指導方法を画一的、限定的に定めることとならないよう、地方公共団体や学校への示し方を工夫する。例えば、アクティブ・ラーニングなどを推進するに当たっては、深い思考力等を育むという本来の目的から離れて、特定の型どおりに指導するといった硬直性を生んだり、既に積極的に取り組んでいる学校の足かせになったりするなどの弊害を生

まないよう留意する。

また、高等学校学習指導要領に関しては、その改訂、実施の周期よりも社会の変化のスピードが速いこと、今後実行される高大接続改革の中で、高等学校教育の新たな質の確保・向上の仕組みが整備されること、公立・私立を問わず高等学校は生徒の厳しい選択の目にさらされていること等から、必履修科目の在り方や学校裁量の拡大など社会や時代の変化に対応した内容の見直しを図ることが重要である。

- 大学は、グループでの学修、プレゼンテーション、長期学外学修プログラムなど、学生が主体的に行動し、知識をいかす実践型・体験型の教育を導入するとともに、高等学校教育との円滑な接続のための初年次教育を充実する。このため、授業の内容・方法の改善を図るべく、新任教員からシニア教員まで大学教員のキャリアステージを踏まえた組織的な研修等を充実するとともに、大学教員の教育活動への適正な評価を図り、キャリア教育も含め、授業の質や密度を高める。

また、GPA制度²等を活用した厳格な成績評価を行い、個々の学生の能力等に応じて、早期卒業を認めたり、修業年限を超えた学修を求めたりするなど、卒業までの期間の弾力的な運用を推進するとともに、個々の学生の学修に対する支援を充実する。さらに、縦割りの学部・学科等の組織の在り方の見直しも含め、学生の学修成果等も踏まえつつ、教育活動の改善を図るための全学的な教学マネジメントを確立する。

国は、こうした大学の教育内容・方法や組織運営の改善や、各大学の強みを活かした取組を財政的にも支援するとともに、上記の卒業までの期間の弾力的な運用を踏まえつつ奨学金などの経済的支援についても柔軟な対応を検討する。

企業は、学生の採用選考時の評価等において、GPA制度をはじめ、大学における学修成果を保証するための取組を積極的に活用する。

- グローバル人材の育成を志向する大学においては、日本に対する深い理解の上に立ちつつ、海外の連携校との比較等も行いながら、国際競争力のあるカリキュラムの編成など国際通用性の高い教務システムを構築する。また、海外大学との共同学位プログラムなど学生が国内外の大学を行き来しながら学べる環境を整備する。国は、こうした大学の取組を財政的にも支援する。
- 国、大学等は、海外の大学へ進学する学生も含め、日本人学生の留学を一層促進するとともに、優秀な外国人留学生の受け入れ促進のため、大学等は、留学生受

² 授業科目ごとの成績評価を、例えば、5段階（A, B, C, D, E）で評価し、それぞれに対して、4, 3, 2, 1, 0のように数値（グレード・ポイント：GPA）を付与し、この単位あたりの平均（グレード・ポイント・アベージ：GPA）を出して、その一定水準を卒業等の要件とする制度。

入れ方針をアドミッションポリシー³に位置づけることなどにより明確化する。また、短期留学を推進しつつ、将来的な学位取得目的の留学を増やすといった戦略的な受入れ拡大を図る。こうした受入れ拡大を図るに当たって、地域の状況を踏まえつつ、民間施設や公的機関が有する施設等の活用を含め、宿舎の確保のための施策を一層推進する。

- 大学は、専門分野の枠を超えた俯瞰力や、未知の課題に取り組む実践力を培う大学院学位プログラムの構築を積極的に進め、大学院教育の充実を図る。国は、産学官の連携により、将来の日本、世界を牽引するリーダーを育成する先導的な大学院の取組を財政的にも支援するとともに、大学院教育の意義が広く社会に認識され、大学院修了者の採用・待遇に反映されるよう、適切な働きかけを行う。

(2) I C T 活用による学びの環境の革新と情報活用能力の育成

子供が主体的に自らの疑問について深く調べたり、子供同士で議論や発表をしたりすることなど、自立した学び手として子供たちを育てるための教育活動を展開する上で、I C Tは、学習の手段及び学習環境として一層重要な要素になります。同時にそれは、一人一人の学習進度に応じた学びの充実やコミュニケーション能力の育成にもつながります。また、今後、どのような仕事や活動をするとしても不可欠な情報活用能力を高める教育の充実が必要です。

- 国、地方公共団体、学校は、各学校段階において、学習内容や子供の状況を踏まえて、反転授業や協働学習、個々の学習データ分析に基づく個別学習など、I C Tを活用した学習を推進する。また、I C Tの活用により、図書館、博物館など学校外の教育資源を活用した教育活動の充実を図るとともに、離島、過疎地域の子供や、不登校、療養中の子供に、十分な教育の機会を提供するため、遠隔地間の双方向型授業を推進する。
- 国は、民間とも連携し、基本的共通的な教育内容についての学習動画など教材のデジタル化や、インターネット上での提供を進める。また、教科書のデジタル化の推進に向けて、教科書制度の在り方や、それに応じた著作権の在り方などの課題についての専門的な検討を行う。

大学は、アクティブ・ラーニングの推進など、多様な教育の提供や学習環境の

³ 各大学・学部等が、その教育理念や特色等を踏まえ、どのような教育活動を行い、また、どのような能力や適性等を有する学生を求めているかなどの考え方をまとめたものであり、入学者の選抜方法や入試問題の出題内容等にはこの方針が反映されている。また、この方針は受験者が自らにふさわしい大学を主体的に選択する際の参考ともなる。

向上を図るため、MOOC⁴（大規模公開オンライン講座、Massive Open Online Course）の戦略的な活用を進める。

- 国、地方公共団体、学校は、これからの中でも求められる情報活用能力を育成するため、各学校段階を通じて、情報を収集・選択する力、情報を整理する力、プレゼンテーション能力などの情報活用の実践力、情報の科学的な理解、情報社会に参画する態度を培う教育を一層推進し、その中で、プログラミング、情報セキュリティ、ネット依存対策をはじめとする情報モラルなどに関する指導内容や学習活動の充実を図る。
- こうした教育を可能にするため、国、地方公共団体は、例えば、1人1台タブレットPC、電子黒板などの大型提示装置、实物投影機、無線LANの整備など学校におけるICT環境の整備を推進する。教師がICT環境をいかした教育活動を十分に行えるよう、教師自らのICT活用能力の向上はもとより、博士研究員や大学院生も含め、ICT活用のスキルを持った外部人材等の確保、活用を図りつつ、ICT支援員を養成し、学校へ配置するなど、各学校のニーズに合わせた柔軟な取組を進める。また、ICTの活用により、教材作成、成績処理等の教職員業務の効率化も推進する。その際、国は、地方公共団体間、公立学校・私立学校間の整備状況の格差に留意しつつ、整備を推進するための方策を講じる。
- 国は、産学官の参画の下、以上のようなICTを活用した教育内容・方法の革新を、中心になって継続的に推進する体制を構築するとともに、ICTを活用した効果的な指導方法などについて重点的な研究開発やリーダー教員などの養成研修に取り組む。

（3）新たな価値を生み出す創造性、起業家精神の育成

不確実な世界を生き抜くために求められるのは、受け身型、指示待ち型の人材ではなく、自ら企画し、高い志を持ち、多様な他者と協働しながら、新しい価値を生み出す主体性や創造性、起業家精神を備えた人材です。それは、起業家や企業経営者だけに必要なものではなく、今後は、どのような立場にあっても、社会で活躍するために求められるものであり、小・中・高等学校から大学等までを通じて、こうした資質・能力を育成するための教育活動を重視していくことが必要です。また、大学院生や若手研究者が創造的な成果を生み出せるような教育研究環境の整備も

⁴ インターネット上に無料で公開された誰もが受講可能な講座のこと。

必要です。

- 国、地方公共団体、学校は、小学校段階から、地域の企業や団体との連携によるプロジェクト活動など創造性や起業家精神を育成するための取組を推進する。これらの教育活動において、夢や志を掲げ、目標を設定する意思と能力を培う経験、失敗を恐れないチャレンジ精神や忍耐力等を培う経験、多様な個人をまとめるために必要なリーダーシップや思いやり等を培う経験、さらには、協働する力や創造力を生むチームでの競争などを重視する。国は、例えば、商品開発や店舗経営などの体験型学習や、経済や金融に関する考え方等の実践的な学習などに取り組む先進的な事例の普及を図る。
- 若手起業家の育成を促進するため、文部科学省と経済産業省の連携を強化し、産学官や金融機関の連携により起業に挑戦しようとする若者を増やし、支援する仕組みを構築する。この仕組みにおいて、創業支援施設⁵の提供、起業支援人材の紹介、投資活動の活発化を図り、更には起業家精神の涵養、起業に必要な知識の修得やその実践等のための教育を充実させる。その際、起業に挑戦して失敗した者の再チャレンジが容易になるような環境づくりも重要である。これらの取組により、在学時や卒業後の起業を促進し、多くの若手起業家を生み出す文化を根付かせる。
- 大学は、大学院生・若手研究者に、国内外の機関と連携した博士学位プログラムや自立して研究に専念できる環境を整備するとともに、他の研究機関や企業等の優れた研究者・学生と交流・共同研究する機会を提供し、イノベーション⁶を創出する人材の育成を強化する。国は、こうした取組により世界最高水準の教育力と研究力を備えた大学院（「卓越大学院」（仮称））の形成を財政的にも支援するとともに、特別研究員事業をはじめとする優れた博士課程学生・若手研究者への経済的支援を強化する。

（4）特に優れた才能を有する人材の発掘・育成

以上のような取組と同時に、画一・均一的な教育から脱し、一人一人の志、能力、適性に応じた教育の複線化など多様な教育の機会を提供することが必要です。異能、異才の者をユニークな人材として評価するなど、教育の中で、個人を尊重し、

⁵ 創業予定、あるいは創業後の入居者に対して、創業・経営支援を行う賃貸オフィス。

⁶ 第3期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）においては、イノベーションを「科学的発見や技術的発明を洞察力と融合し発展させ、新たな社会的価値や経済的価値を生み出す革新」と定義している。

一人一人の才能を引き出して最大限に伸ばし、評価していく意識、仕組みへの転換も必要です。

また、我が国でも、各分野の才能を見出し、開花させるために、できる限り、学校現場に裁量を与え、特色のある新たな教育に取り組む学校を設置したり、カリキュラムを編成したりしやすくすることが必要です。

- 国、地方公共団体、学校は、子供一人一人の学習理解の状況を踏まえた効果的な教育を行うため、学校規模や子供同士の人間関係も踏まえつつ、義務教育段階から習熟度別指導を拡充する。また、国、大学は、各分野で秀でた生徒、学生の才能を更に伸ばすため、飛び入学者に対する新たな高等学校の卒業程度認定制度の活用も促進するなど、大学・大学院への飛び入学を推進する。大学は、この仕組みを活用した学生について、その優れた才能を伸ばすための環境を整備し、学修面で総合的に支援する。
- 国、地方公共団体、学校、関係団体は、理数分野、文化芸術、スポーツ、ＩＣＴ分野、社会課題解決等における中高校生、大学生のコンテストなど、特に優れた才能を有する人材を発掘する機会の拡大を図る。また、グローバルサイエンスキャンパス⁷など優れた能力を持つ生徒が早期から大学レベルの教育を受ける機会を拡大するとともに、こうした学修を大学入学後に単位として認定する取組を推進する。さらに、国際バカロレア認定校⁸を大幅に増加させる。さらに、スーパーサイエンスハイスクールやスーパーグローバルハイスクールの取組について、学校現場で成果を最大限発揮できるようにするための運用の弾力化を含め、引き続き充実強化する。
- 発達障害のある子供や不登校の子供に十分な学びの機会が確保され、自己肯定感を高められるようになることが重要であり、通常の学級に在籍するこうした子供たちへの支援や周囲の子供たちの理解を促進するための教育のほか、国における就学義務や経済的支援の在り方などに関する検討の結果を踏まえて、フリースクール等における多様な学びを支援する。その中には、将来、大きく開花する可能性を秘めた、優れた才能を持つ者もあり、こうした子供たちの潜在的な才能を見出して伸ばす取組を支援する。

⁷ 国立研究開発法人科学技術振興機構による支援プログラムで、大学が実施する卓越した意欲・能力のある生徒を対象とした次世代の傑出した国際的科学技術人材の育成プログラムの開発・実施を支援するもの。平成27年度は5機関を採択。

⁸ 国際バカロレア認定校は、国際バカロレア機構（本部ジュネーブ）が定める教育プログラムを実施する教育機関として認定を受けた学校。このうち、16歳～19歳を対象とする2年間のカリキュラムであるディプロマ・プログラムでは、最終試験を経て所定の成績を収めると、国際的に認められる大学入学資格（国際バカロレア資格）が取得可能（平成27年4月1日現在、日本国内での認定校は24校）。

- 特に優れた才能を有する人材を発掘・育成する、新しい教育を行いやすくする観点から、国、地方公共団体は、教育課程特例校制度⁹を更に活用するとともに、特別免許状の一層の活用を推進する。こうしたことを通じて、海外の大学を卒業した人、外国人、博士号取得者等の教師への積極的な登用を推進する。

国は、国際バカロレア認定校においては、学習指導要領と国際バカロレア・ディプロマ・プログラム¹⁰の双方を、より無理なく満たせるようにするために措置を講じる。また、新しい教育の成果を評価する手法や体制を整備するとともに、こうした取組を幾つかの学校や地方公共団体で試験的に導入し、成果を分析しながら、普及拡大を図る。

3. 教師に優れた人材が集まる改革

～教育の革新を実践できる人材に教壇に立ってもらうために～

2. で述べた教育内容・方法の革新が、学校現場で効果的に実践されるかどうかは、直接、子供の指導に当たる一人一人の教師の資質・能力と学校の教職員体制にかかっています。特に、今後実行される高大接続改革に対応した教育への転換のためにも、教師の養成・採用・研修の改革が喫緊の課題です。国際的な調査¹⁰によれば、我が国の教師は、研修意欲が高く、教師間での授業研究がよく行われているとされており、今後も、こうした存在であり続けることが重要です。

教師の影響力は子供の一生に及びます。このため、教師に優秀な人材を得ることが決定的に重要です。そのためには、教職が、未来を担う子供の志や人格の形成に携わる専門職として、その魅力を高め、優れた人材が教師を目指し、教育活動に専念できる環境を整えるとともに、大学教員も含め、教育に携わる者に対する尊敬、信頼、名誉、待遇など社会の評価を高め、国として、改めて教師に優秀な人材を求めるという姿勢を明確に打ち出す必要があります。その際、様々な知識、技能、経験を持った社会人を積極的に学校現場に導入し、多様な学習活動を支える指導体制を充実させることも重要です。

また、国として、社会の変化を見据えて、教師が身に付けておくべき資質・能力を明示し、それに基づきつつ、教師が、4年間の教職課程での学びで終わることなく、教職生活全体を通じ、体系的に学び続けられる体制を整備することが不可欠です。

そして、研鑽を積み、優れた指導力や人格を備えた教師が、大学での教師の養成に携わり、次世代の優れた教師を育てるという好循環を創り出すことが必要です。

⁹ 文部科学大臣が、学校教育法施行規則第55条の2に基づき、学校を指定し、学校又は地域の特色を生かした、学習指導要領等によらない教育課程を編成して実施することを認める制度。

¹⁰ O E C D 国際教員指導環境調査（T A L I S）。2013年に第2回調査を実施、2014年に公表。

「他の教員の授業を見学し感想を述べる」：日本 93.9%、参加国平均 55.3%

「研修において他校の授業を見学した」：日本 51.4%、参加国平均 19.0%

(教職生活全体を通じた育成指標の明確化等)

- 教師の養成・採用・研修の各段階を通じて、教師の能力形成を体系的に支援するため、国、地方公共団体、大学等が協働して、教師がキャリアステージに応じて標準的に修得することが求められる能力の明確化を図る育成指標を策定する。その際、英語教育、特別支援教育、アクティブ・ラーニングや効果的なＩＣＴの活用等の指導方法の改善、地域と連携した学校運営などの新たな課題に対応した内容とすることが不可欠である。あわせて、教師の育成指標に照らして、能力形成の状況を的確に把握するため、教員評価の充実も重要である。また、こうした取組の中で、校長や副校長等の管理職への昇任とは別に、指導教諭や教職大学院の教員など、優れた指導力を生かすことができる教師のキャリアパスを明確にする。
- 国は、教師の養成・採用・研修を通じた育成支援の具体的方針が共有され、これに基づく共同の取組が一層進むよう、地方公共団体、国公私立それぞれの大学、学校等からなる協議の仕組みを整備する。地方公共団体、大学は、連携・協働して新たな指導法の開発や、養成や研修のプログラムの開発、実施を推進し、国はこうした取組を支援する。

(優れた人材の獲得)

- 国、地方公共団体は、教職を優れた人材にとってより魅力ある職とするため、2.で述べた教育内容・方法の革新や、教師の資質向上の意欲に応え、実践的指導力の向上のための研修が可能となるための教職員体制の整備に取り組む。また、国公私を超えた教師に対する長期研修等の機会の提供や、人材確保法の初心に立ち返った処遇の確保など、教師に優れた人材を得るために方策を講じる。
- 1. で述べた資質・能力を学校教育を通じて子供たちに培うためには、教師自身がこうした資質・能力を有していることが不可欠である。このため、地方公共団体は、教員採用選考において、上述の教師の育成指標を踏まえつつ、専門教科の知識、技能や教職に関する教養に加え、1. で述べた資質・能力やそれを子供たちに修得させる指導力を有しているかを確認するための方策を講じる。国は、こうした取組を支援、促進する。
- 教師が専門職としての指導力を十分に發揮できるよう、授業等の教育活動に専念できる環境を整備することが重要である。このため、国、地方公共団体は、例えば、学校経営を支える事務職員の充実を図り、教師と事務職員の役割分担を見直すことや、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動指導員、学校司書、ＩＣＴ支援員等の配置を行うことにより、「チーム学校」を実現する。また、

リーダーとしての校長等の管理職の育成や登用の在り方の見直しや、処遇の改善、校長の裁量権の拡大を図る。あわせて、多様な人材をマネジメントする校長を支える、主幹教諭などの職員の質と数を充実するとともに、事務長や事務担当の副校长等への登用など事務職員のキャリアパスの明確化を図る。

- 地方公共団体、学校は、英語に堪能な人材など専門的な知識、技能を持った社会人、実社会で活躍している各学校の卒業生、優れた退職教師など外部人材を積極的に登用する。また、放課後や土曜日の活動も含め、子供たちの多様な学習活動を支えるため、学校に外部人材との連携を担う人材を配置するとともに、地域において、様々な人材や教育資源の学校教育への活用を支援するコーディネーターの配置を進める。

国、地方公共団体は、特別免許状に関するこれまでの運用の見直しや、授与に係る手続きの簡素化・効率化も進めながら、全ての都道府県において積極的な活用を推進する。その際、課外活動に係る教師の負担軽減の観点から、民間との連携を図り、地域、官民が一体となった支援体制を整えることも効果的である。こうした施策を各学校がニーズに合わせて柔軟に活用できるようにするとともに、地域の教育資源を最大限に活用する観点から、公立学校のみならず、私立学校も対象となるよう配慮する。

(教職課程等の改革)

- 上述の教師の育成指標に基づいて、国、大学は、教職課程の在り方について、教育内容の改革や「教職実践演習」¹¹の充実等に取り組み、真に教職を目指す学生に質の高い教育を集中して行う形に見直すとともに、教職課程の適切な質保証の仕組みを構築する。また、第5次提言で述べた、学校現場で行う実習等を通じて適性を厳格に評価する教師インターン制度（仮称）の検討を進める。
- 教職大学院は、優れた教育実績を顕彰された者や指導教諭など、優れた指導力を有する教師が指導に当たる体制を構築し、地方公共団体、学校と連携して、学校現場での実践に即した教育内容の充実を図るとともに、管理職候補者となる教師に対する学校マネジメントに係る学修の充実を図る。

国、地方公共団体は、教職大学院の教育内容と地方公共団体が実施する研修等との連携を図りつつ、教職大学院の修了者に対し、能力の実証を確保しつつ、初任者研修の免除など、インセンティブを付与する環境を整備する。また、現職の教師が履修しやすくなるよう、教職大学院のプログラムが教育委員会が行う研修の代替と

¹¹ 大学における教職課程において、教室での役割演技（ロールプレイング）やグループ討議、学校や教育委員会等との協力による事例研究、現地調査、模擬授業等を取り入れ、教員としての最小限必要な資質能力を確認するための授業科目。必要単位数は2単位（主に4年次後期での開講を想定）。平成22年度より導入。

なるよう調整するなど工夫するとともに、奨学金など経済的支援の充実を図る。こうした取組などにより、養成・研修段階を通じて教師の資質・能力の高度化を図るために、教職大学院等の一層の充実、活用を図りつつ理論と実践の往還が行われる環境を整備する。さらに、主幹教諭、指導教諭や、校長などの管理職への登用に当たって、大学院での学位取得を奨励するなど、現職の教師の教職大学院での学修等を推進する。

(現職研修の改革)

- 2. で述べた教育内容・方法の革新を学校現場で円滑に実施するためには、現職教師に対する研修が緊要である。特に、今後実行される高大接続改革は、大学入学者選抜の改革のみにとどまるものではなく、大学教育及び高等学校以下の教育を一體的に改革するものであり、その際、小・中・高等学校等の学習指導要領について、知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・多様性・協働性からなる真の「学力」を身に付けるための改訂を行うものである。この改革を実現するためには、一人一人の教師が、これから子供に培うべき力を十分理解し、それに必要な教育を実践できる資質・能力を身に付けるための現職研修の改革が不可欠である。

このため、国は、地方公共団体、大学等が、教職生活全体を通じた教師の能力形成を支援できるよう、全国的な教員研修・支援のハブ機能を整備・充実し、地方公共団体間のネットワークを構築するとともに、全国の教師の指導力向上に向けた教師教育全体の体系化を図る。

- 国、地方公共団体は、それぞれが行う教師の現職研修が、アクティブラーニングなどの新たな課題を踏まえて計画的に実施されるよう、上述の教師の育成指標に基づく研修指針等を策定する。その際、校内研修など身近な学びの場が一層充実され、教師自らが主体的、協働的で、能動的な学びを展開できるようにすることが重要であり、画一的な研修の履修を全ての教師に義務づけるのではなく、各学校のニーズに合わせて、例えば、海外の研修プログラムへの参加や先進的な学校への出向など、教師の育成指標に基づきつつ、他の研修等でも代替できるよう柔軟に運用することが必要である。また、国立・公立・私立の別を問わず、研修の機会が十分に提供されるよう配慮する。

大学は、教職大学院を中心として、管理職やその候補者も含め、現職の教師の研修等の受け入れに積極的に取り組む。

- 上記の研修を行うに当たっては、英語教育、道徳教育、特別支援教育等とともに、全ての教科にわたり、アクティブラーニングや効果的なICTの活用等の新たな課題に対応し、真の「学力」を十分に身に付けられる理論と実践的な指導力を的確に育成するための研修を充実する。

- 国、地方公共団体は、特に、若手教師に対し、初任者研修の充実を図りつつ、優れた指導力を有する教師が助言、支援を行うための教職員体制（メンター制度）を整備する。
- 国は、各教科や各指導内容について、優れた指導力を有する教師の授業を収録して、全国の教師が共有できるようにするなど、教師の現職研修においても、インターネット上の教材の活用など、オンライン研修の推進を図るための体制を整備する。

(教育長の資質・能力の向上)

- 本年4月1日に新教育委員会制度が施行されたところであるが、新教育長は、教育行政に大きな権限を有することとなり、教員の育成についても大きな責任を有することとなるため、その資質・能力の向上は極めて重要であり、強い使命感を持ち常に自己研鑽に励むことが求められる。「学び続ける教育長」の育成を担保するため、国、地方公共団体、大学等が主体となって、教育長に求められる資質・能力を明らかにしつつ、研修等を積極的に実施する。

(全国的な教員の育成支援拠点の整備)

- 国は、2.で述べた教育内容・方法の革新が学校現場で確実に進められるよう、上述の教師の育成指標に基づく、養成・採用・研修の各段階を通じた教員の資質・能力の開発・向上に、これまで以上に積極的な役割を果たすことが必要であり、地方公共団体、大学等における取組を国として体系的、総合的に支援するための拠点を整備する。その際、この拠点は、教育基本法第9条の理念が実現されるよう、上述の全国的な教員研修・支援のハブ機能を担う。また、現在、都道府県・政令指定都市ごとに実施されている教員採用選考について、その効果的、効率的な実施の観点から、この拠点を中心とした共同試験を実施し、その結果を各都道府県・政令指定都市が活用できるようにすることについても検討する。